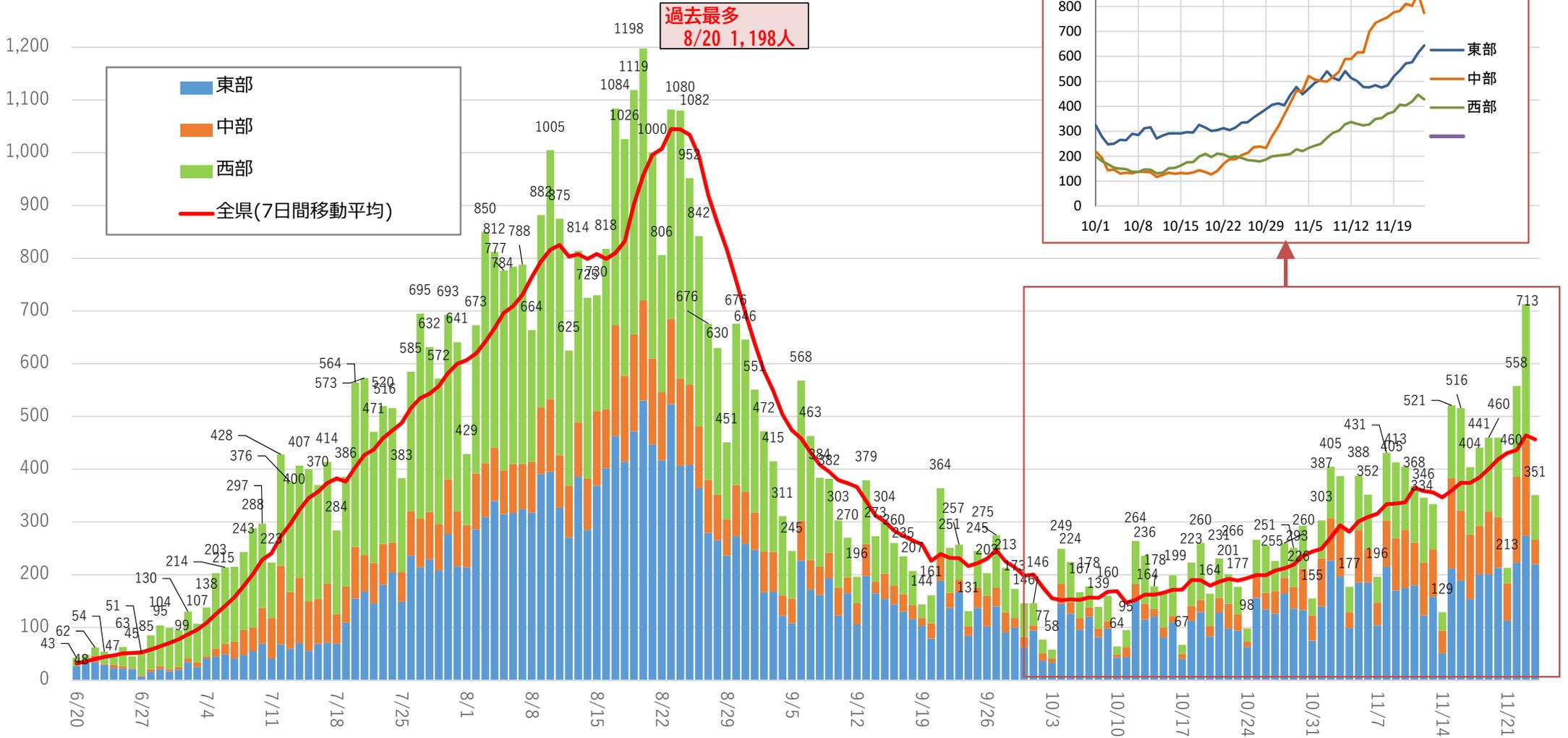


鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第329回）
第109回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部
米子市新型コロナウイルス感染症対策本部
第43回倉吉市新型コロナウイルス感染症対策本部
境港市新型コロナウイルス感染症対策本部
合同会議

- 日時：令和4年11月24日（木）午後4時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、
子育て・人財局、教育委員会
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市長、米子市長、倉吉市副市長、境港市長
公益社団法人鳥取県医師会 渡辺会長
一般社団法人鳥取県東部医師会 石谷会長
公益社団法人鳥取県中部医師会 安梅会長
公益社団法人鳥取県西部医師会 根津会長
鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）その他

鳥取県の新規陽性者数の推移

【新規陽性者の推移】



オミクロン新系統の発生状況

○「BQ.1.1系統」及び「XBB系統」を県内初確認

- ・感染者増加の優位性などが示唆される「BQ.1.1系統(BA.5.3亜系統)」(11月上旬～中旬2件)及び「XBB系統(BA.2.10とBA.2.75の組換え体)」(11月中旬1件)を県内初確認
- ・県内は全国と同様にBF.5(BA.5.2亜系統)(11月:28%)、BA.5.2(11月:22%)を多く確認
- ・「BA.2.75系統」も複数確認(BA.2.75.2:9件、BN.1:13件)。県内全域で確認(東部12件、中部2件、西部8件)

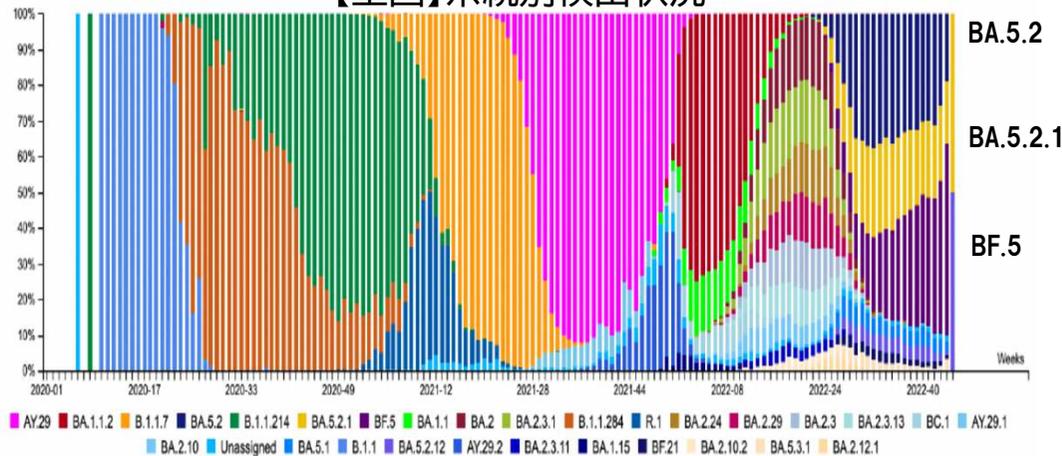
○世界では99.2%がオミクロン(11/9WHO)

- ・BA.5系統73.2%と優勢。前週からBA.2系統6.3%→6.8%へ増加、BA.4系統4.3%→3.5%へ減少(直近1週間の報告数)

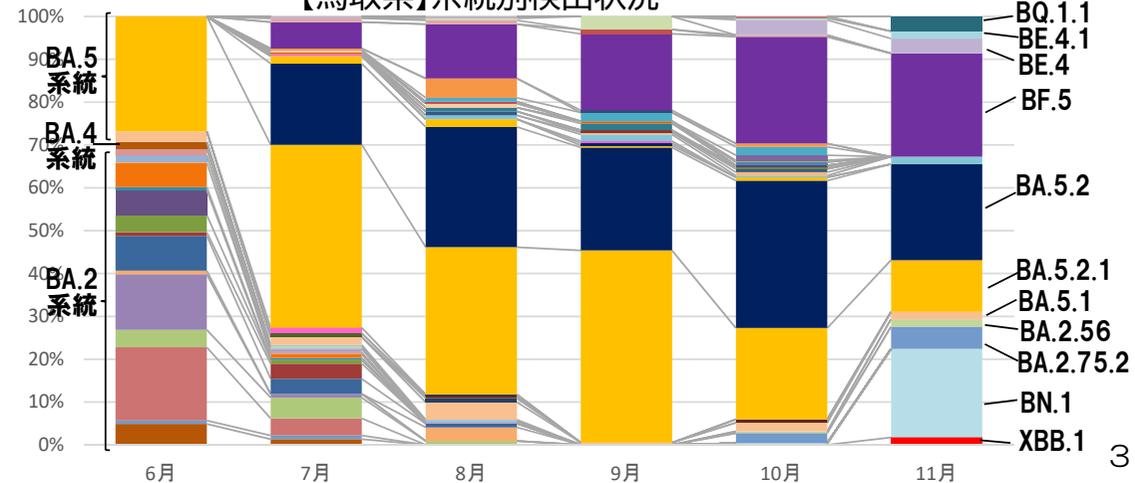
○免疫逃避や感染者増加の優位性が示唆される亜系統の報告も増加

- ・BQ.1系統(BA.5.3亜系統) → 英国、フランス等の欧州、米国から多く報告。国内も東京都で329件確認(11/17)
- ・XBB系統(BA.2.10とBA.2.75の組換え体) → シンガポールでは半数以上。10/27東京都で初報告。鹿児島、兵庫等で確認
- ・BA.2.75系統(BA.2亜系統) → 6月以降インド等で多く報告、国内も500件以上の報告

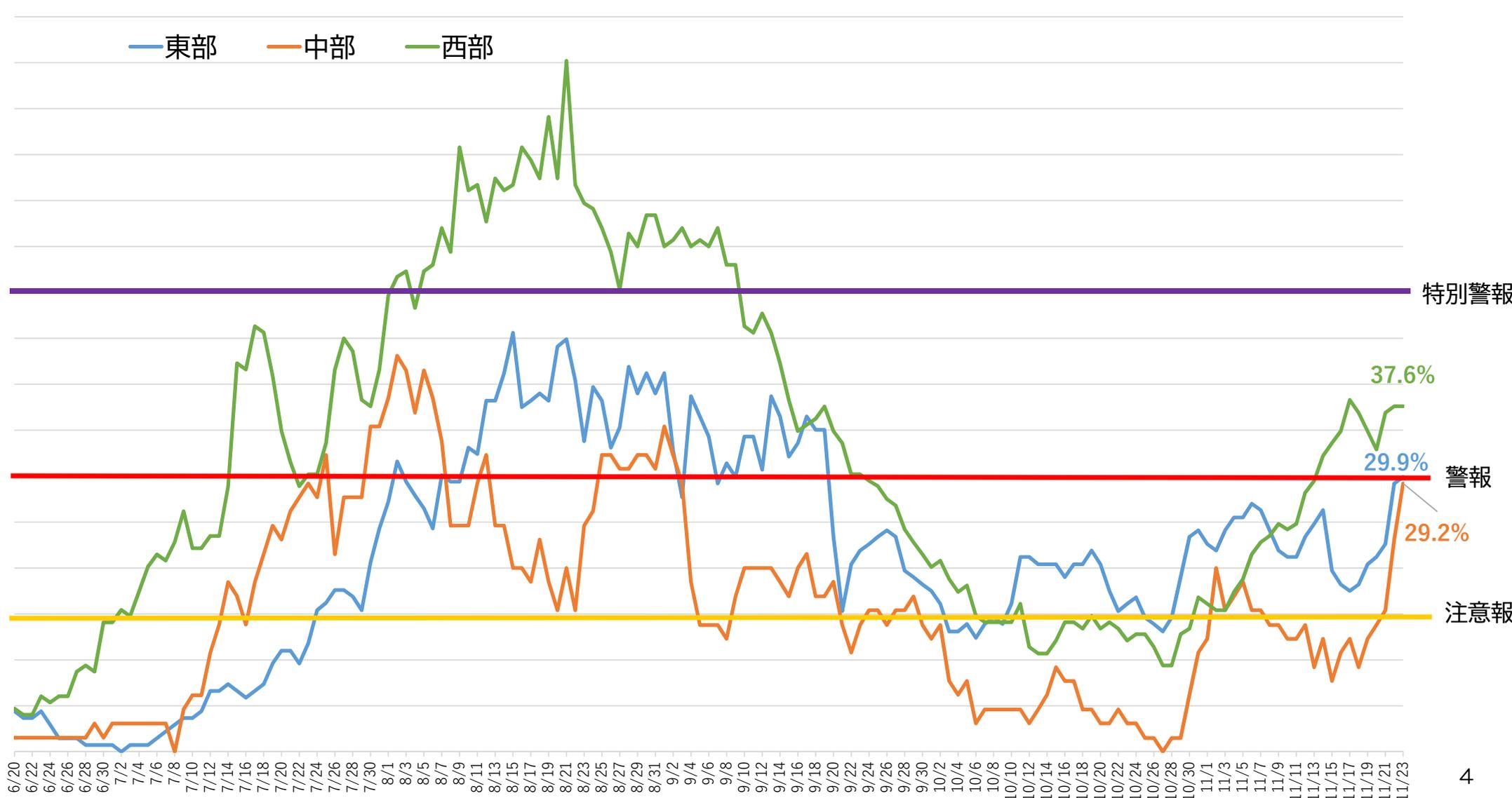
【全国】系統別検出状況



【鳥取県】系統別検出状況

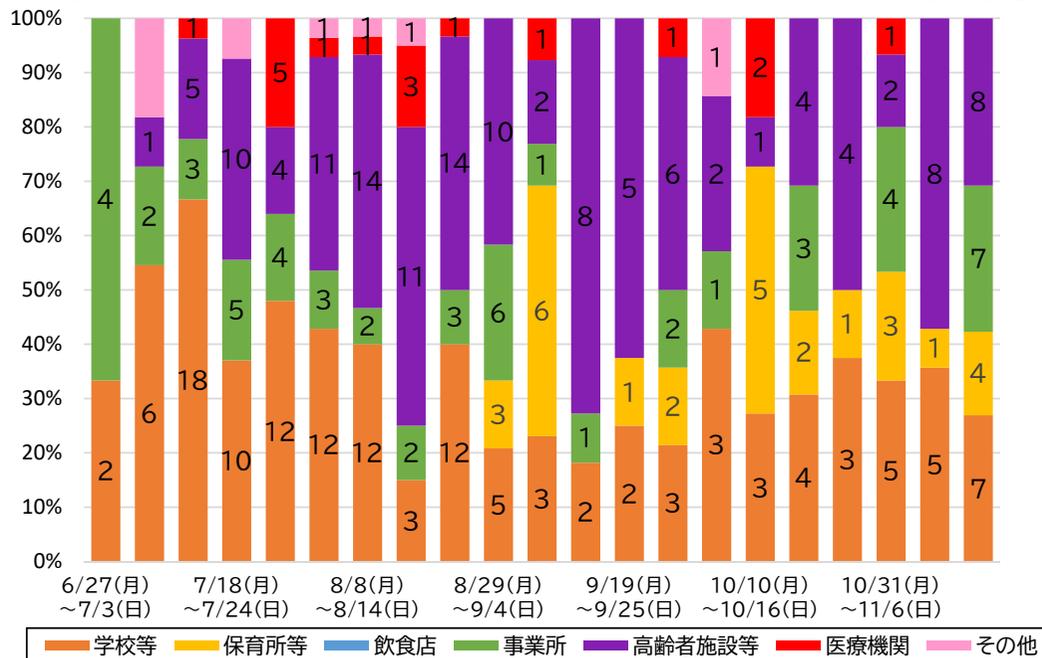


病床使用率の推移



最近のクラスター発生状況と積極的な検査実施

最近のクラスターの発生状況とその傾向



- 高齢者施設等、学校、保育所等でのクラスターが依然として発生しているほか、一般の事業所等でのクラスターも増加
- 11/14~20の間に、1施設当たり20人以上の規模のクラスターを7件確認
 (種別) 事業所：3件、小学校：2件、高校：1件、社会福祉施設：1件
 (要因) 作業場・食堂等の換気・消毒不足、発表会練習時の密集等

→各施設での基本的な感染防止対策（換気、体調不良者の把握等）の徹底が不可欠

→早期の幅広な検査により、速やかな封じ込めを行い、事業継続につなげる

積極的な検査実施に向けたお願い

- 複数の従業員等の陽性が判明するなど、感染の拡大が懸念される事業所等におかれては、**早期に積極的な検査、健康観察の実施**をお願いします。
- 医療機関からの報告、コンタクトセンターへの登録状況等を踏まえ、県から検査勧奨を行い高齢者施設等への自主検査支援、早期の行政検査により陽性者の囲い込みを実施します。

緊急共同メッセージ

鳥取県全域で感染が急拡大し、クラスターも多発しています

免疫逃避や感染者増加の優位性が示唆されるオミクロン新系統が県内で初めて確認され、また年末に向けて県外往来や交流・接触機会の増加が見込まれるため、更なる感染拡大の恐れがあります

基本的な感染防止対策の徹底やできるだけ速やかなワクチン接種をお願いします

鳥取県 鳥取市 米子市 倉吉市 境港市

鳥取県医師会 鳥取県東部医師会 鳥取県中部医師会 鳥取県西部医師会

特措法第24条第9項による要請

第8波に入り、県内でも感染が急拡大しています。

また、年末年始は帰省や忘新年会など普段会わない人と会う機会が増えるため、ご自身と大切な人の健康を守り、併せて経済社会活動を進めていくため、基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

- 区域 鳥取県全域
- 期間 令和4年11月24日(木)～令和5年1月13日(金)

◆基本的感染防止対策の徹底

- ・距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- ・感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- ・寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- ・人ごみなど密な場所への立ち入り時には特に注意を

◆無料PCR検査の受検

- ・帰省等の県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検

◆ワクチンの接種促進

- ・発症予防や重症化予防のため、できるだけ速やかにワクチン接種を(年末年始までに)

◆会食・イベント参加時の感染防止対策

- ・忘新年会や同窓会などの会食の際は、大人数を避け、黙食・マスク会食を徹底
- ・イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底

◆体調不良時の受診

- ・体調が悪ければ絶対に登校・出勤せず、医療機関を受診(クラスター多発の原因です)

◆解熱剤・抗原検査キットの準備

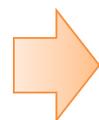
- ・今後の感染拡大に備えて各家庭で市販の解熱剤や抗原定性キットなどを準備



フルロナ対策等重点プロジェクト

新型コロナと季節性インフルエンザの同時感染による重症化リスクは…

コロナ単独感染に比べ、**人工呼吸器装着4.14倍、死亡2.35倍**
(英国研究チームの論文データ)



第8波の急拡大も踏まえ、医療機関のコロナ対応が他地域に比し充実している特性を活かし、命と健康を守る対策を重点実施

<治療・投薬体制の拡充>

- **ゾコーバの投薬推進・登録機関の拡大**も含め、**初期段階からの活用**
- 医療機関・薬局に**治療薬(コロナ:ラゲブリオ等、インフル:タミフル等)の処方対応**を要請(12/2コロナ治療薬研修会開催)
- 感染流行情報、検査キット・治療薬の流通状況を医療機関・薬局と定期的に共有
- コロナ病床の確保充実:**「病床確保料見直し」の地方の声に基づく抜本的改善**を活用し、**コロナ病床の運用を本日緊急拡大**(現在136床→フェーズ2相当の241床へ拡大)
- 診療・検査医療機関に**3か月分の个人防护具(ガウン、N95マスク、フェイスシールド等)を配布**(11/21発送済み)
- 年末年始対策: ①**臨時開業する医療機関・薬局を支援** ②**休日急患診療所の体制強化**

<在宅療養の安心向上>

- コロナ抗原検査キットの緊急調達(現在3.5万回分を備蓄中):**12月中に12.5万回分を追加備蓄予定**
 - ➔ **医療機関で陽性者の同居家族用に配布**し、検査から療養への流れを円滑化
 - ➔ **外来ひっ迫時(レベル3相当を目安)に、有症状者へコロナ抗原検査キットを配布**し、自己検査を勧奨
- 陽性者コンタクトセンターへの登録を推奨
 - ➔ **翌日にはパルスオキシメーター等必要物資配送**
 - ➔ **健康観察により、急変時は医療機関受診・入院**
- パルスオキシメーター8,258個(うち小児用112個)を確保済み(鳥取市も約2,000個確保済み)
※小児については、まずは顔色や呼吸状態等で判断することを保護者へ呼びかける

<インフルエンザも含めた予防対策>

- **基本的感染防止対策の徹底でインフルエンザも含めて予防**
- コロナ・インフル**両方のワクチン接種の推進**: ①**市町村・医療機関・事業所・学校等と協力して呼び掛け**

<無料検査の延長>

- 無料PCR等検査を**令和5年1月13日(金)まで延長**

②**ワクチン接種機会の拡大(高校での集団接種実施、県営会場の接種対象年齢を12歳以上に拡大など)**

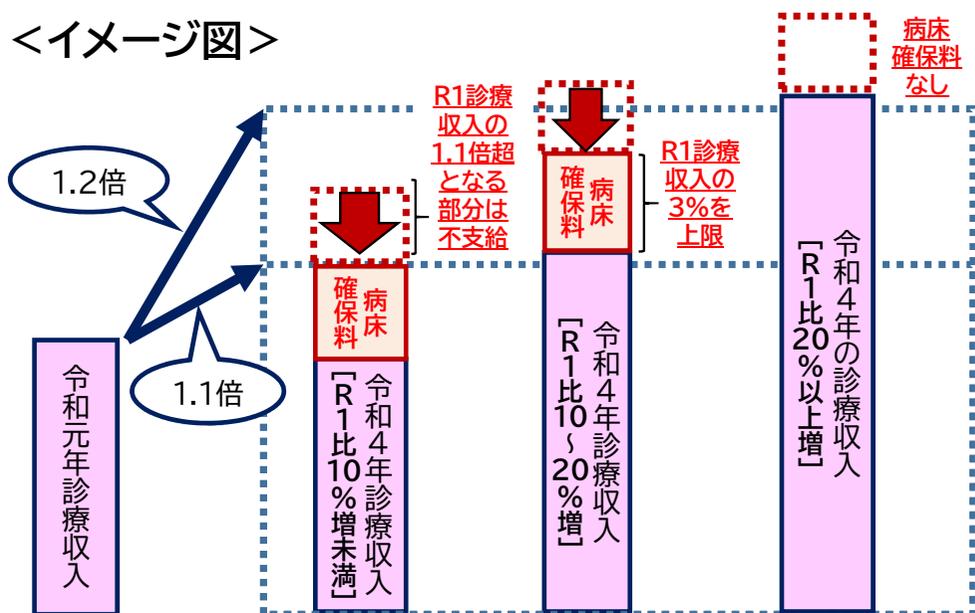
10月以降の病床確保料の運用見直し

【10月に導入された病床確保制度の概要】

即応病床使用率が50%未満、かつ、令和4年の収入額(診療収入+病床確保料)が令和元年(コロナ流行前)の診療収入の1.1倍を超える場合、10月以降の病床確保料を減額調整

- ◆ R4診療収入がR1診療収入の1.1倍未満 → 1.1倍を上限
- ◆ R4診療収入がR1診療収入の1.1~1.2倍 → 3%を上限
- ◆ R4診療収入がR1診療収入の1.2倍超 → 不支給

<イメージ図>



10月以降の取扱い変更が9月下旬に唐突に発表され、今後、病床確保料が支給されない見込みの医療機関が全国で続出し、確保病床上の動きも発生

【本県の対応】

医療提供体制に多大な影響を及ぼすため、全国知事会を通じて緊急要望を提出するとともに、厚生労働省と継続的に協議し、弾力的な運用や経過措置の設定等を要請

【国による見直し概要(11/21厚生労働省事務連絡)】

1. 都道府県知事の判断により、調整対象期間を11月以降とすることが可能
2. 次に該当する場合、都道府県知事の判断により、病床確保料の調整対象としないことが可能
 - ア. 周産期、小児、透析、精神の4診療科
 - イ. コロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関、構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保・運用する医療機関等
 - ウ. 即応病床使用率が50%以上の医療機関
3. 周囲にコロナ入院医療機関が乏しい医療機関は、収入額が1.2倍を超えた場合に限り調整対象とする

本県の要請が大幅に反映され、従来通りの病床確保方針を継続しても影響が発生しない見込みとなった

無料検査(PCR検査等)の延長

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内111ヶ所の無料検査所において検査実施中です。
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。
※東部:45ヶ所、中部:26ヶ所、西部:40ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 無料検査を**令和5年1月13日まで延長**しますので、ご活用ください。

感染拡大傾向時の一般検査事業

⇒鳥取県民を対象とした無料検査

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

⇒県外者を対象とした無料検査
当面、本県の独自施策として実施
※他の都道府県は全て令和4年8月末で終了

旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。

できるだけ速やかなワクチン接種を！

帰省や忘新年会など人と接する機会が増える年末年始までに
できるだけ速やかな接種をお願いします。



県内企業や学校、保育園等での接種の働きかけや、ワクチンバスや県営接種会場の充実により接種を促進

○職域接種促進

- ・ 庁内関係部局と連携した企業訪問による職域接種の協力要請実施
- ・ 協会けんぽを通じた会員約1万事業所への呼びかけ

○乳幼児接種の促進

- ・ 幼稚園・保育園での乳幼児接種の呼びかけ(保護者説明会の開催など)
小さき花園幼稚園(11/24)、その他の市町村の保育所等へも横展開を図る

○高校での集団接種実施

- ・ 鳥取敬愛高校(12/2)、米子高専(12/16)などワクチンバスを派遣
※その他の高校へも実施に向け調整中

○県営会場の充実

- ・ 12/3からイオンモール日吉津の接種対象年齢を12歳以上に拡大 (18歳以上→12歳以上)
東部のトリニティモール(11/12～)など順次会場を拡充

学校におけるクラスター対策の徹底

- ・ 県全域で感染が上昇傾向にあり、**学校生活や文化・スポーツ活動でクラスターが多発**しています。
- ・ 陽性者が確認された場合、**クラスター対策チーム**を中心に、**保健所、学校等の関係機関が連携・情報共有して、陽性者の早期の囲い込み等初動体制の強化**を図り、感染拡大防止に努めましょう。

基 本的な感染対策の徹底

- マスクの適切な着用
- 暖房使用時の換気の徹底（職員室等）
- 身体的距離の確保（密回避）

健 康観察の徹底

- 風邪症状のほか、倦怠感・のどの違和感がある場合も登校しない
- 日々の健康観察の徹底（朝・昼）

意 識啓発（教職員・生徒等）

- ガイドラインを改めて確認し、周知徹底（朝礼、朝の会等）
- 感染対策を施設内（更衣室前等）に掲示するなどの見える化を図る

ク ラスターの主な原因

学校生活



- ✓ 体調不良にもかかわらず、出勤・登校していた
- ✓ 定期的な換気ができていなかった

学校行事



- ✓ 学習発表会、文化祭の練習時に**密集して大声**を出す場面があった
- ✓ マスクを外す場面で**身体的距離が不十分**であった

部活・スポーツ



- ✓ 競技終了後の**息が切れる状態**でマスクをしていない場面での**身体的距離が不十分**であった
- ✓ 更衣室（校外含む）で、**マスクを外した状態で密**になっていた。

保育所・幼稚園等の感染対策の徹底

第8波に入り、保育所・幼稚園等において多数クラスターが確認されています。

①保育施設等訪問による感染対策徹底の働きかけ

- ・ 今後実施する指導監査等の施設訪問に併せて感染対策の徹底を直接的に働きかけ
- ・ 発表会等の園行事においてワクチン接種を保護者等へ呼びかけ

②保育施設等への抗原検査キットの配布

- ・ 第8波特別対策として、令和4年12月～令和5年2月を集中的検査期間として定め、県内全ての保育施設等へ職員用の抗原検査キットを配布
- ・ 県内保育施設等の職員数約7,000人×週1回×3か月分を11/24以降順次発送予定

③PCR検査等支援事業補助金の延長

- ・ PCR検査等支援事業補助金の事業期間を令和5年1月13日まで延長します
⇒抗原検査キット、PCR検査等支援事業補助金を有効に活用いただき、職員の健康管理、施設内の感染拡大防止の徹底を引き続きお願いします

社会福祉施設の感染対策の徹底

- 社会福祉施設で、連日クラスターが発生しています。
- 各施設におかれましては、改めて感染対策の徹底をお願いします。
- PCR検査等支援事業補助金の支援拡充を令和5年1月13日まで延長します。
【対象】職員、職員家族、利用者 【内容】補助率10/10、施設内一斉検査も対象
検査を積極的に実施し、早期発見、早期対策に繋げてください。

抗原定性検査キット（職員検査用）を配布します。期間:令和4年12月～令和5年2月
週に1回以上職員の全員検査を行い早期発見に繋げてください。
それまでの間も、PCR補助金を活用し、早期の幅広い検査実施につとめてください。

【最近のクラスター事例より】

- ・無症状の陽性職員を通じて施設内で感染拡大。
- ・陽性者が発生後、周囲の検査範囲が狭く、すり抜け。
⇒ 職員の頻回検査により早期発見を。
⇒ 陽性者発生後の検査は手広く、素早く実施する。

社会福祉施設の感染対策に関するオンライン
研修動画を配信中です。

QRコードはこちら⇒



期間：11月8日(火)～11月30日(水)

※字幕、手話言語を追加しました。

※URL → <https://youtu.be/z8yHem18jU>

内容：①陽性者発生時の初期対応、②第7波を踏まえた基本的な感染対策、③冬季の換気対策 など



医療機関の感染対策徹底

- 医療機関では、最近も院内感染事例の発生が続いています。
- 各医療機関におかれましては、今一度、基本的な感染予防策の徹底及び積極的な検査実施による早期対策をお願いします。

医療機関関係者の陽性者数 ※福祉・医療施設感染症センターへの報告件数
(10月) 1日~10日(63人)、11日~20日(69人)、21日~31日(110人) ↗
(11月) 1日~10日(121人) ↗、11日~20日(57人)

●抗原定性検査キット(職員検査用)を配布します。 (対象:病院・有床診療所)

【期間】令和4年12月~令和5年2月

週に1回以上職員の全員検査を行い早期発見に繋がってください。

●PCR検査等支援事業補助金の支援拡充を令和5年1月13日まで延長します。

【対象】職員、職員家族、利用者(患者) 【内容】補助率10/10、施設内一斉検査も対象
PCR検査も積極的に実施し、早期発見、早期対策に繋がってください。

【多くの施設で確認された感染拡大推定要因】

・手指消毒等の不徹底。PPE着脱方法が不適切。ゾーニングが視覚的に分かりづらい。等

感染予防策の徹底
(院内教育の実施)

基本的な感染予防策に関する研修動画の配信 ※医療機関関係者のみの限定公開

【期間】 11月18日(金)~11月30日(水)

【内容】 ①手指衛生 ②マスクの着脱 ③PPEの着脱 ④ゾーニングの考え方

更なる感染拡大に備えた県庁特別体制

- 最大3,000人の陽性者に対応できるよう、**新型コロナ業務体制を構築済み**
- 「**デジタル活用**」「**業務の外部委託**」「**柔軟な人員調整**」により、**第7波時よりも効率的に保健所等の業務応援が可能**
- 県庁内での感染発生時の**業務継続のためのバックアップ体制も整備済み**

更なる感染拡大時の職員応援体制

第7波(最大時)
新規感染者1200人/日

応援人員体制
290人規模

- ・保健所応援 129人
- ・疫学調査 77人
- ・クラスター対応 39人
- ・その他 42人 等

現状

新規感染者700人/日
(中西部合計450人)

外部委託等

応援人員体制
60人規模

- ・コンタクトセンター:20人
- ・保健所・クラスター:40人等

第8波(想定①)
新規感染者2,000人/日

外部委託等

応援人員体制
300人規模

- ・コンタクトセンター 130人
- ・保健所応援 100人
- ・疫学調査 0人
(外部委託化)
- ・クラスター対応 50人
- ・その他 20人 等

第8波(想定②)
新規感染者3,000人/日

外部委託等

応援人員体制
400人規模

- ・コンタクトセンター 170人
- ・保健所応援 130人
- ・疫学調査 0人
(外部委託化)
- ・クラスター対応 70人
- ・その他 30人 等

効率化のための外部委託等の手法

【外部委託化】

- ✓ 電話での健康観察業務
- ✓ 疫学調査業務(電話聞取)
- ✓ 宿泊療養運営の一部

【デジタル活用】

- ✓ 電子申請システムの導入
- ✓ HER-SYS確認作業の自動化

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (11月24日現在)

西部地区に「警報」、東部・中部地区に「注意報」を発令しています。

BA.5系統の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

| 地域 | 発令区分 | 備考 |
|------|------|--------|
| 東部地区 | 注意報 | 10/13～ |
| 中部地区 | 注意報 | 11/5～ |
| 西部地区 | 警報 | 11/17～ |

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(11/23)> 東部(29.9%)、中部(29.2%)、西部(37.6%)

⇒東部・中部地区は、「警報」に近づいています。

県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出中

新規陽性者数が増加傾向であることから、本日より西部地区に「**感染拡大警戒情報**」を発出し、県内全域に「**感染拡大警戒情報**」を発出しています。

一般の事業所、高齢者施設、学校、保育所等での集団的感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

| 地域 | 区分 | 備考 | 10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:200人超/週 警戒:500人超/週 |
|------|----------|--------|--|
| 東部地区 | 感染拡大警戒情報 | 11/21～ | 643.7人/週 |
| 中部地区 | 感染拡大警戒情報 | 11/18～ | 774.2人/週 |
| 西部地区 | 感染拡大警戒情報 | 11/24～ | 427.9人/週 |

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベル2」

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

| 判断指標 | 数値 (11月23日現在) | 本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断) | | |
|--------------------------------|--------------------------------|---|-----------|-----------|
| | | 2 | 3 | 4 |
| 新規陽性者数(対人口10万人/週) | 577.5人 (3,196人/55.3万人×10万人) | 300人超/週 | 1,000人超/週 | 2,000人超/週 |
| 最大確保病床使用率 | 33.0% (116/351床) | 概ね30%超 | 概ね50%超 | 概ね80%超 |
| 重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上) | 0.0% (0/47床) | — | 概ね50%超 | 概ね80%超 |

| 参考指標 | 数値(11月23日現在) |
|---------------|---------------------------|
| PCR陽性率(直近1週間) | 27.3% (3,196人/11,703件) |

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが 11/23（水）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

| 番号 | 発生施設等 | 特定施設 | 所在地等 | 陽性者数 | 陽性者確認日 |
|-----|---------|------|------|------|----------|
| 545 | 高齢者福祉施設 | ○ | 鳥取市 | 11名 | 11/19～22 |

2 患者対応

陽性者は、施設内療養または在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（545例目）

高齢者福祉施設

| 陽性者数 | 所在地 |
|---|-----|
| 職員及び入所者等11名 | 鳥取市 |
| まん延防止のための措置（第6条） | |
| <ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、最小限の範囲で運営を継続している。 | |
| 公表について（第7条） | |
| <ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。 | |
| 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条） | |
| <p>「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p> | |

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

| 相談機関 | 受付時間 | 電話 | FAX |
|--------------|-------------------------|--------------|--------------|
| いのちの電話相談 | 12:00~21:00 (土日祝を含む) | 0857-21-4343 | — |
| 県立精神保健福祉センター | 8:30~17:15 (土日祝を除く) | 0857-21-3031 | 0857-21-3034 |
| 鳥取市保健所 | | 0857-22-5616 | 0857-20-3962 |
| 中部総合事務所倉吉保健所 | | 0858-23-3127 | 0858-23-4803 |
| 西部総合事務所米子保健所 | | 0859-31-9310 | 0859-34-1392 |